

新型コロナ

宿泊療養、原則廃止へ

政府、5類後 高齢者ら向け継続も

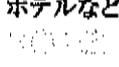
政府は、新型コロナウイルス感染症の法的位置付けを「5類」に引き下げるのに伴い、ホテルなどで軽症者らを受け入れ隔離する宿泊療養の制度を、原則廃止する方針を固めた。自治体が運営し、国が費用を補助している。高齢者や妊婦向けは、自治体判断で9月末まで継続可能とし、利用する場合の有料化を想定する。関係者が3日、明らかにした。

床逼迫を緩和して重症者を入院しやすくした。一部例外を残し役割を終えた形。今後、療養体制を平時に戻していく考えだ。

政府が10日にも発表する。季節性インフルエンザと同じ5類となる5月8日から、コロナ医療の患者負担をインフルエンザ並みに近づける方針も公表する見通し。

5類への移行後は、入院可能な医療機関を増やし、コロナ患者への外出自粛要請がなくなることから、隔

宿泊療養のイメージ

 ホテルなど	現在 ・同居家族への感染拡大を防ぎたい人などが利用 ・宿泊代や食費は無料
 軽症者・無症状者	原則廃止 ・妊婦、高齢者向けは継続可能だが、有料化も

離を目的とした施設を原則としてなくす。一方、重症

化リスクが高い高齢者や妊婦に対しては、自治体判断で施設を継続できるようにする。

高齢者や妊婦向けに継続する場合は、利用を有料にする方向。現在は無料の入院費で自己負担を求める見通しのため、公平性に配慮する。利用金額のほか、国による補助の詳細は今後詰める。

現在の宿泊療養は、同居家族などへの感染拡大を防ぎたい軽症や無症状の人らが利用。宿泊費や食事代などは公費で賄われ、利用者の負担は基本的に生じない。

厚生労働省は、宿泊療養施設は自治体の計画で、全国で最大約6万6千人分（臨時医療施設を含む）を確保可能としている。